

別紙

諮問第1677号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「2010年度から2022年度にかけて区市町村教育委員会に下ろされた『公立小中学校事務共同実施導入に係わる意向調査』に対して区市町村教育委員会が回答した調査票の一切」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都教育委員会が令和4年9月22日付けで行った本件一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求に対し、平成30年度から令和4年度に実施した「東京都公立小中学校事務共同実施導入に係る意向確認について」の調査に対して区市町村教育委員会が回答した調査票（以下「本件対象公文書」という。）を特定し、条例7条5号及び6号に該当する部分を非開示とする本件一部開示決定を行った。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和5年1月24日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和5年4月28日に実施機関から理由説明書を、同年6月19日に審査請求人から意見書を收受し、同年11月28日（第242回第一部会）から令和6年2月20日（第245回第一部会）まで、4回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 東京都公立小中学校事務共同実施支援事業について

東京都公立小中学校事務共同実施支援事業（以下「本件事業」という。）は、東京都公立小中学校における効率的な学校運営体制の実現及びOJT等を通じた事務職員の計画的な人材育成等のため、従来学校ごとに行っていた事務の一部を、拠点となる学校を設けて複数校において共同で行う「共同実施」への取組を支援する事業である。

実施機関は、共同実施を導入する区市町村教育委員会に対し、拠点校の整備に要する経費やコンサルティングに係る委託経費の補助を行っており、補助金の予算要求に係る所要額の見積りのため、区市町村教育委員会における共同実施の導入に係る意向等の調査を毎年度実施している。

イ 本件一部開示決定について

本件対象公文書は、前記アで述べた調査に対し、区市町村教育委員会が回答した調査票である。

実施機関は、本件対象公文書に記載された情報のうち、区市町村教育委員会の担当者の連絡先である電話番号、FAX番号及びメールアドレス（以下「本件非開示情報1」という。）並びに調査への回答の一部（以下「本件非開示情報2」という。）が条例7条5号及び6号に該当するとして、これらの部分を非開示とする本件一部開示決定を行った。

ウ 本件非開示情報の非開示妥当性について

(ア) 本件非開示情報1について

本件非開示情報1は、区市町村教育委員会の担当者が連絡先として記載した電話番号、FAX番号及びメールアドレスであり、実施機関は条例7条5号及び6号に該当すると説明する。

審査会が検討するに、本件非開示情報 1 は、これを公にすることにより、業務と関係のない連絡やメール送信がなされるおそれがあり、実施機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例 7 条 6 号に該当し、同条 5 号該当性を判断するまでもなく非開示が妥当である。

(イ) 本件非開示情報 2 について

本件非開示情報 2 は、実施機関からの照会に対し、区市町村教育委員会が共同実施の導入の意向、導入予定時期、補助金申請の予定、導入に係る課題等を回答した内容である。

実施機関は、本件非開示情報 2 は区市町村教育委員会の内部における審議、検討中の情報であって、公にすることにより外部からの干渉等を受ける可能性が生じ、区市町村教育委員会との自由かつ率直な意見の交換及び意思決定の中立性が損なわれるおそれがあり、また、区市町村教育委員会からの率直な意見が妨げられた場合、その意向、実態が把握できなくなり、適正な予算要求及び本件事業の運営に支障を及ぼすおそれがあると説明する。

審査請求人は、令和 3 年に、令和 2 年度及び 3 年度分の調査票の情報提供を求めた際、実施機関は全て提供したにもかかわらず、本件一部開示決定においては同一の文書を一部開示としたことは一貫した取扱いに欠けるものであると主張する。この点について、審査会が実施機関に確認したところ、令和 3 年に当該情報提供依頼に対して実施機関が情報を提供した後、共同実施の廃止を求める内容の要求書が実施機関宛てに送付されたことから、情報提供により干渉等を受けたものと判断し、本件開示請求については一部開示としたとの説明があった。これに加え、区市町村教育委員会に対して共同実施の廃止を検討すべき旨を主張する文書が送付されていることも確認しており、区市町村教育委員会において共同実施に係る公平な検討が阻害され、その結果、導入を見送ることとなれば本件事業の遂行に支障が生じるおそれがあるとも説明している。

また、審査請求人は、全ての区市町村教育委員会に対して調査票について開示請求・情報提供依頼を行ったところ、全ての区市町村教育委員会が全面開示しており、例外なく開示に支障がないと判断しているのであるから、実施機関の一部開示という判断は正当性を有しないと主張する。この点について、審査会が実施機関に確認

したところ、全ての区市町村教育委員会が開示請求を受けた事実はないこと及び開示請求に対して一部開示とした区市町村教育委員会もあることを確認したとの説明があった。

以上を踏まえて審査会が検討するに、本件非開示情報2は、実施機関が本件事業を行う上で、補助金の予算要求に係る所要額の見積りのため、区市町村教育委員会へ共同実施の導入に係る意向等を照会した際の回答内容であり、区市町村教育委員会における回答時点での検討中の情報であることから、当該情報を公にすることになると、区市町村教育委員会において共同実施の導入に係る検討を進める過程で外部から干渉を含む様々な反応が寄せられることにより、区市町村教育委員会内部における率直な意見の交換が妨げられ、意思決定の中立性が損なわれるおそれがあると認められる。また、区市町村教育委員会が内部における率直な意見の交換及び意思決定の中立性が損なわれることを懸念して、実施機関からの照会に対して詳細な回答を控えることにより、実施機関において本件事業の予算要求に必要な情報が得られなくなり、予算要求に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報2は、条例7条5号及び6号に該当すると認められることから、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、中村 晶子、松前 恵環